

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）**

当社は、このたび、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき申請を行った電気供給約款（平成26年5月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）および附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表1（燃料費調整）、附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）および附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	54.00	4.00
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	137.38	10.18

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	235.87	17.47
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	334.37	24.77
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	531.36	39.36
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	531.36	39.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	230.04	17.04
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	380.16	28.16
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	380.16	28.16
従量電灯 A 最低料金 1契約につき最初の8キロワット 時まで	253.80	18.80
電力量料金 上記をこえる1キロワット時に つき	20.68	1.53
従量電灯 B 基本料金		
契約電流10アンペア	280.80	20.80
契約電流15アンペア	421.20	31.20
契約電流20アンペア	561.60	41.60
契約電流30アンペア	842.40	62.40
契約電流40アンペア	1,123.20	83.20
契約電流50アンペア	1,404.00	104.00
契約電流60アンペア	1,684.80	124.80

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.68	1.53
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.08	1.86
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	27.97	2.07
最低月額料金 1契約につき	253.80	18.80
従量電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアに つき	280.80	20.80
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.68	1.53
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.08	1.86
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	27.97	2.07
臨時電灯A 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	7.97	0.59
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	15.94	1.18
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	15.94	1.18
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	159.41	11.81
総容量が1キロボルトアンペアをこ え3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	159.41	11.81

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	30.77	2.28
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	30.77	2.28
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	48.60	3.60
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	128.74	9.54
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	221.83	16.43
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	314.93	23.33
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	501.12	37.12
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	501.12	37.12
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器に つき	211.68	15.68
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	351.00	26.00
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	351.00	26.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	253.80	18.80
電力量料金		
1 キロワット時につき	19.67	1.46
最低月額料金		
1 契約につき	236.52	17.52
低圧電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1,123.20	83.20
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	16.73	1.24
その他季料金	15.21	1.13
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	234.36	17.36
農事用電力 A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	540.00	40.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	11.98	0.89
その他季料金	10.89	0.81
農事用電力 B		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワットにつき		
最初の30日まで	6,512.40	482.40
30日をこえる 1 日につき	217.08	16.08

(2) 59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,000.00	2,000.00

(3) 附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率 等	消費税等相当額
	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	102.60	7.60
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	144.72	10.72
(燃料費調整の基準単価)	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.063	0.079
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.594	0.118

(4) 附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで	236.52	17.52
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	19.67	1.46

(5) 附則 8 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,021.16	297.86
1キロワット	5,780.48	428.18
2キロワット	9,008.93	667.33
3キロワット	12,277.33	909.43
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,907.60	141.30
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	24.96	1.85
1キロワット	38.24	2.83
2キロワット	82.86	6.14
3キロワット	128.44	9.51
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	49.91	3.70
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.377	0.028
1キロワット	0.753	0.056
2キロワット	1.507	0.112
3キロワット	2.259	0.167
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.753	0.056

## (6) 附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
8時間供給の場合	172.80	12.80
10時間供給の場合	205.20	15.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
8時間供給の場合	13.27	0.98
10時間供給の場合	13.65	1.01

## (7) 別表1（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.779	0.132
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.558	0.264
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.335	0.395
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.893	0.659
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.893	0.659
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.656	0.197
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.313	0.394
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.313	0.394



区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.071	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.144	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.144	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.433	0.106
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.433	0.106
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.507	0.112
(ニ) 農事用電力 B 契約電力1キロワット1日につき	2.712	0.201
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.229	0.017